

税金の話(申告特集)

町県民税の申告が必要な方

平成十八年一月一日現在、町内に住んでいる方で、次の事項に該当する方。

営業、農業などの事業所得や配当、譲渡などの所得のある方で、確定申告の必要がない方。
給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されなかった方。給与所得以外の少額の方。

所得があった方。平成十七年中に退職し、平成十八年一月一日までに就職していない方。

公的年金などの所得だけの方で、社会保険料控除、生命保険料控除などの控除を受けようとする方。

役場から町県民税の申告用紙が届いた方で、申告の必要がない方は、申告書裏面の「申告の必要がない場合の記載欄」に記入し提出してください。

申告用紙の送付は、昨年の申告

実績などをもとに送付しています。申告書が届かない方や、新たに必要となった方は、役場税務課住民税係へ問い合わせてください。

所得税の確定申告が必要な方

平成十七年中に各種の所得があり次に該当する方は、確定申告をしてください。

事業を営む方、不動産収入のあった方、土地や建物を買った方などで平成十七年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計を超える方。

給与所得者で給与の年収が二十万円を超えた方。二方以上から給与を受けている方。給与以外の所得が二十万円を超えた方。

所得税の申告で税金が戻る方

申告の必要がない方でも、次のような方は、申告をすれば納め過ぎの税金が戻る場合があります。

平成十七年中の所得が少ない方で配当所得、外交員報酬、原稿料などがあった方。

給とおよび年金所得者で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けることができる方。

申告書の提出は郵送でもOK

町県民税、所得税の申告受付期間

町県民税、個人事業税、所得税の申告
相談受付期間

2月16日(木)~ 3月15日(水)

(土曜・日曜を除く)

は、二月十六日(木)から三月十五日(水)までです。(所得税の還付申告書は、二月十六日以前でも提出できます。)

所得税の確定申告書の送付先
〒475 8686

半田市宮路町五〇 五

半田税務署 ☎(21)3141

町県民税申告書の送付先

〒470 2292

阿久比町大字卯坂字殿越五〇

阿久比町役場税務課住民税係

☎(48)1111(内線220・302)

申告の受付方法が変わります

今年の申告から、パソコンを使った申告受付に変わります。担当職員が必要な事項を入力してプリントしますので、内容を確認のうえ署名押印していただくだけで申告できます。収支内訳書や医療費の集計表は事前に各自で作成してください。職員が作成することはできません。

受付時に、申告する所得や控除の種類、必要書類の確認をさせていただきます。(書類不備の場合、会場で作成していただくか、自宅で作成のうえ申告していただきます。)

各地区(出張申告)での申告受付は、従来どおりの手書き記入で行いますが、収支内訳書や医療費の集計表は、申告される方が事前に作成してください。

申告の準備はお済みですか

